


電 気 供 給 条 件 [Ⅱ]

(特 別 高 圧)

臨 時 電 力 A

平成 30 年 4 月 1 日 実 施

 東北電力株式会社

目 次

1	適用条件	1
2	契約期間	1
3	契約使用期間	1
4	季節区分	1
5	契約電力	1
6	料 金	1
7	予納金の取扱い	2
8	契約超過金	2
9	そ の 他	3
	附 則	4

臨 時 電 力 A

1 適用条件

(1) この電気供給条件〔Ⅱ〕（以下「この供給条件〔Ⅱ〕」といいます。）は、特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約上電気を使用できる期間（以下「契約使用期間」といいます。）が1年未満のお客さまが、この供給条件〔Ⅱ〕の適用を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

なお、契約電力は原則として2,000キロワット以上といたします。

(2) この供給条件〔Ⅱ〕は、次の地域に適用いたします。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

ただし、山形県の飛島ならびに新潟県の佐渡島および粟島は除きます。

2 契約期間

契約期間は、電気供給条件〔Ⅰ〕（平成30年4月1日実施。以下「供給条件〔Ⅰ〕」といいます。）7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、需給契約が成立した日から、契約使用期間満了の日までといたします。

3 契約使用期間

(1) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。

(2) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、継続後の新たに設定される契約使用期間が1年未満となるものについては、この供給条件〔Ⅱ〕を適用いたします。

4 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

(1) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) そ の 他 季

夏季以外の期間をいいます。

5 契約電力

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および供給条件〔Ⅰ〕別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたも

のいたします。また、電力量料金は、供給条件〔I〕別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、供給条件〔I〕別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件〔I〕別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、供給条件〔I〕別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次によって算定した値の20パーセントを割増ししたものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

契約電力1キロワットにつき	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	1,609円20銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,587円60銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	16円80銭	15円60銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	16円37銭	15円21銭

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

7 予納金の取扱い

当社は、予納金を申し受けることがあります。この場合には、予納金は使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金について利息を付しません。

8 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、供給条件〔I〕27（契約超過金）にかかわらず、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増しし、その値を20パーセント割増

ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

9 そ の 他

- (1) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (2) この供給条件〔Ⅱ〕に定めのない事項については、供給条件〔Ⅰ〕によります。

附 則

1 実施期日

この供給条件〔Ⅱ〕は、平成30年4月1日から実施いたします。

